

事前評価調書

I 事業概要			
事業名	農業農村整備事業（緊急農地防災事業）		
地区名	むこうじま 向島地区		
事業箇所	津島市 ^{かみのちよう} 上之町地内		
事業のあらまし	<p>本地区は、愛知県西部の津島市に位置し、中央に国道 155 号線が通り、国道の東側は市街地、西側には農地が広がる低平な地域の排水を担う農業用排水路を整備するものである。</p> <p>地区内の排水は、常時排水も含め全量を機械排水に依存しており、本排水路から、向島排水機場及び向島第 2 排水機場により二級河川新堀川に強制排水されている。</p> <p>本排水路は鋼矢板護岸で整備されているが、整備から 40 年以上経過し、老朽化が著しく、たわみや腐食等が生じている。排水路が改修されずたわみ等が進行した場合、排水断面が確保されず、地域内の農地や農業用施設、公共施設等に湛水被害が発生する恐れが生じている。このため、老朽化が著しい排水路の改修整備を行うことにより、被害を未然に防止し、農業経営の安定と県民生活の安全・安心を図る。</p>		
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>老朽化した排水路を改修し、流域内の湛水被害を未然に防止することにより、地域住民の安全・安心を確保するとともに、農業経営の安定を図る。</p> <p>（基準雨量：341mm/3 日、1/20 年確率雨量）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>		
事業費	事業費	内訳	
	4.3 億円	■工事費 3.5 億円、■用補費 0.2 億円、■その他 0.6 億円	
事業期間	採択予定年度 2022 年度	着工予定年度 2023 年度	完成予定年度 2026 年度
事業内容	排水路 L=84m		
II 評価			
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区は、既設排水路の鋼矢板護岸の老朽化が著しく、農地、農業用施設及び公共施設等に湛水被害が発生することが懸念されているため、早急に排水路の更新を行う必要がある。</p> <p>また、「新たな土地改良の効果算定マニュアル(2015 年 9 月農林水産省農村振興局整備部監修)」に基づき算定した B/C は 1.44 で 1.0 を越えている。</p>	
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>排水路の整備により、老朽化に伴う湛水被害を未然に防止する必要があるため。</p>

②事業の実効性	1) 事業計画		2022	2023	2024	2025	2026	合計
	工種 区分	調査・設計	↔					
		用地補償					↔	
		工事		↔			↔	
		・排水路工		↔			↔	
事業費(億円)		4.3						4.3
2) 地元の合意形成	土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。							
判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。						
	【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。							
Ⅲ 対応方針								
事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。							
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容								
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 事業後の湛水被害の有無を確認。 ※事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生した場合、その降雨により評価する。事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。								